

元の生活を返せ訴訟 第8回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第8回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第8回口頭弁論：11月12日（水）14：00から

同時開催：第8回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2014年11月12日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人（ささやまなおと） 080-1343-2615

第1 訴訟そのものの概要

1、当事者

原 告 福島県いわき市の市民1,393人（1次原告数822人／2次571人）

世帯数（1次336世帯）（2次264世帯・内16は1次と重複）

被 告 国、東京電力株式会社

2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）

（1次140人／2次78人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人）

妊 婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一 般（1次667人／2次483人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額

は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後の懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方である。

第2 第8回口頭弁論の概要

1 訴訟の流れと第8回口頭弁論

訴訟は当初、原告と被告ら、双方からの「言い分のキャッチボール」で進行します。現在、原告側、被告側双方が言い分を提出しあっている状況です。第8回口頭弁論は、原告の言い分をさらに補充して提出するのが役割です。

2 今回の第8回口頭弁論について

第6回口頭弁論の段階で、被告東電、被告国、それぞれが自らの言い分をまとめた形で提出してきました。第7回以降、この言い分に対する原告側の反論の提出を行っています。

今回は、原告側は、準備書面16から19及び関係証拠を提出しています。東電が、中間指針が妥当であるとしている点、「自主的避難者」に対する賠償を平成24年8月末で打ち切ったことが妥当であるとしている点について、それぞれ反論(16)。伊東原告団長をはじめとしたいわきの市民の皆さんが3・11の事故以前から東電にたびたび過酷事故の可能性について警告して、必要な対処を求めてきたにもかかわらず東電がこれをことごとく無視してきた経緯(17)。東電、国が持つべき本件事故に関する予見可能性(18)。国の規制権限の行使の在り方について、先般だされた泉南アスベスト事件最高裁判決を踏まえた主張(19)、をそれぞれ行っています。

また、今回は東電、国からもそれぞれ反論書面が提出されています。

今回は、原告側準備書面について代理人が意見を陳述するほか、第2次原告から2名が意見陳述をします。

3 第9回法廷

2015年1月14日(水)14時です。

以上